

■事業契約書（案）に関する質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
1	4	第7条	1	(1)		「施設整備に係る…100分の10以上」とありますが、第7条第3項第2号に定める履行保証保険を付保して契約保証金の納付を免除しようとする場合、設計業務を行う者、建設業務を行う者、及び工事監理業務を行う者をして締結させる保険の保険金額合計額が第7条第1項第1号に規定する金額以上となればよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	御理解のとおりです。
2	4	第7条	1	(1)		要求水準書 第2施設整備業務 1総則(2)に、「施設整備の期間は本事業の締結日から令和4年7月に実施する開業準備業務までとする」と御座いますが、施設整備期間中の履行保証保険については、事業契約締結日～引渡日（令和4年6月下旬）までとし、開業準備以降は事業契約書(案)第7条1項2号に基づく履行保証保険に加入する理解で宜しいでしょうか	御理解のとおりです。
3	4	第7条	1	(2)		「維持管理、運営業務に係る…100分の10以上」とありますが、第7条第4項第2号に定める履行保証保険を付保して契約保証金の納付を免除しようとする場合、開業準備業務を行う者、運営業務を行う者、及び維持管理業務を行う者をして締結させる保険の保険金額合計額が第7条第1項第2号に規定する金額以上となればよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	御理解のとおりです。
4	4	第7条	1	(2)		一事業年度とは、当該事業年度（保証金を差し入れる事業年度のサービス対価に消費税等を加えたもの）ということによろしいでしょうか。	初年度は開業準備開始から令和5年3月末、2年度目は令和5年4月から令和6年3月末のこと（3年度目以降も同様に4月から3月末）を指し、契約保証金はこれらの期間が始まる日までに納付が必要となります。
5	4	第7条	1	(2)		維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の10分の1以上とすれば宜しいでしょうか。また、年間の金額とは次年度分についての入札時の提案金額との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、金額については、入札時の提案金額ではなく、契約時の金額となります。
6	5	第7条	6			「受注者は…充当できるものとする」とありますが、第7条第1項により納付された契約保証金、第2項により契約保証金の代わりに発注者に提供された有価証券等、並びに第3項及び第4項に従い加入された履行保証保険の保険金を組み合わせて、受注者の本契約の債務不履行に基づく損害金、本契約の解除による違約金及び損害金に充当してよろしいでしょうか。	充当していただいて構いません。
7	7	第12条	4			「受注者の事前調査に誤り又は懈怠がないにもかかわらず～合理的な範囲において発注者がこれを負担するものとする」とありますが、「合理的な範囲」とは具体的にどのような範囲ですか？また、その合理的な範囲を超えた部分の負担は全て事業者の負担ですか？	例えば、受注者が実施した測量・調査の結果、対象用地等に提案時には想定出来なかった重大な欠陥が発見された場合に必要となる追加費用は、公共が負担することになります。具体的な範囲については、生じた事象に対して受注者と発注者が十分に協議を行い決定します。
8	8	第15条	3			「第1項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が整わない場合には、発注者は、要求水準書、事業日程又はサービス対価の変更について定め、受注者に通知する。」とありますが、この場合は15日以降については受注者と発注者の間に協議の余地と手段はなく、100%発注者が定めたことに従うということですか？	第72条第5項に示す対応となります。 なお、14日以内に協議延期の申し出があり、適正な理由であれば15日以降の協議の継続も認めます。
9	13	第28条	3			受注者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと思われる部分とはどのような内容を想定されておりますでしょうか。	要した費用と内容を踏まえ、受注者と発注者が十分に協議を行い決定します。
10	16	第36条	4			開業準備期間中に市が行う予定の内覧会、見学の想定回数をご教示願います。	建物完成の内覧会や見学は複数回を想定していますが、協議を行い決定します。

No	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
11	18	第42条	1			受注者が第37条に規定する仕様書又は計画書に記載のない修繕を要する場合、事前に発注者へ必要な事項を通知し、かつ発注者の事前の承諾を必要としているが、事前に通知しなければならない事項を定めていただきたい。	修繕等を要することに至った事由、修繕等の内容及び費用、実施日時及び期間、維持管理業及び運営業務への影響等を想定しています。
12	18	第43条	4			当該損害額の合計額のうち、維持管理及び運営に係るサービス対価の1年分の100分の1までの額は事業者が負担しなければならない、ということでしょうか。	御理解のとおりです。
13	19	第44条	6			「受注者が提供した給食による食中毒等が原因で第三者に損害を与えた場合、その事由の如何を問わず当該第三者に対して発注者又は受注者が法令に基づき損害賠償義務を負う場合には、当該損害については全て受注者がこれを賠償する」とありますが、これでは市に帰責事由があった場合に生じた損害まで全て受注者が賠償することになります。通常の給食センターの官民分担に比べると、民間側にリスク負担が加重されていますが、どのような考え方でこのようなリスク分担になったのでしょうか。保険の付保が要請されているとはいうものの、保険を付保しているから全ての損害を受注者に賠償させるという考え方であれば、最もリスクをコントロールできるものがリスクを負担するというPFIのリスク分担の考え方に反するものと思料されますし、実施方針「リスク分担表」No.58とも矛盾します。貴市の考え方を教えてください。	ご指摘を踏まえ、受注者がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、かつその結果に関し発注者の承諾を得た場合は、受注者が付保する保険で補償される部分を除く損害について発注者が負担するものとし、事業契約書（案）P19を修正いたします。
14	19	第44条	6			「～（中略）～その事由の如何を問わず～」とありますが、貴市に帰責事由があった場合でも受注者（事業者）が損害賠償を負うと読み取れ、その場合リスク負担が重いと考えますが、解釈を教えてください。	No.13を御参照下さい。
15	21	第47条	3			貴市が費用負担される対象が、受注者が所有していた機械器具その他の物件であって、維持管理業務及び運営業務の計画書等により確認することができるものに係る額に限定されていますが、本施設に不可抗力による損害が生じた場合の損害による費用も貴市が負担されるとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	21	第47条	3			受注者が所有していた機械器具その他の物件とは、市に所有権を移転していないもの（例えば配送車やその他運営企業などが所有若しくはリースしている機器など）と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
17	21	第47条	4			残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とありますが、残存簿価の定義を教えてください。前項の機械器具その他の物件に関して、第三者に転売できた場合には売却価格、継続して使用する場合には残存簿価から修理費用を控除した価格と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
18	21	第48条	2			「その他やむを得ない事由があるとき」には帰責者に支払能力がない場合も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	26	第61条	2	(1)		違約金について「（施設整備に係る…を含む）」は第7条第1項第1号の「施設整備に係る…を加算した額」と同義ととらえてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	26	第61条	2	(2)		第7条第1項第2号で求める契約保証金と本条で求める違約金がミスマッチです。両者を一致させるようにしてください。	第7条第1項第2号の契約保証金は、開業準備業務に対しても求めています。第61条第2項第2号の違約金は、開業準備業務に対しては求めないこととしています。
21	28	第66条	5			第60条とございますが、第61条の誤りではないでしょうか。	御指摘を踏まえ、事業契約書（案）P28を修正いたします。

No	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
22	29	第71条				管理・運営業務期間中において、本施設に関して市が付保する保険・共済等がありましたら、その補償内容等をご教示ください	(公社) 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済業務規程によります。
23	29	第71条	2			「受注者は…直ちにその保険証書又はその写しを発注者に提出しなければならない」とありますが、保険契約締結後、保険証券の発行まで1か月ほどかかります。従いまして、その代替として保険会社発行の付保証明書を提出させていただくことで問題ないでしょうか。	御理解のとおりですが、保険証券発行後に遅滞なく提出してください。
24	30	第73条	3			会計監査人を設置しますと、会計監査人の任期満了等により重任又は変更になった時に登記をする必要があります。登記の事務、費用のコスト面を考慮し、会計監査人の設置は任意とし、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとするとしていただけないでしょうか。	公認会計士又は監査法人による監査を受けた計算書類及び年度事業報告の提出を可とします。
25	40	別紙7	1	(1)	イ	割賦料の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、2021年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	不透明な部分であり、廃止された場合には、事業者と協議のうえ、適切な代替指標を決めていきたいと考えています。
26	41	別紙7	1	(2)	イ	変動費につきまして、1食当たりの単価は小数点第一位まで等の指定は御座いますでしょうか。	小数点第一位までとします。
27	41	別紙7	2	(1)	ウ	委託料に含まれる開業準備費相当分につきまして、2回目以降の支払に含まれる「役務完了していないもの」とは、工事の遅延等で施設の供用開始に間に合わなかった業務の費用という理解で宜しいでしょうか。	施設案内DVDを提供開始後半年以内に納品と想定していましたが、竣工式と合わせた納品とすることから2回目以降の支払いは生じないため、要求水準書P64及びP65と併せて事業契約書(案)P41を修正いたします。
28	49	別紙8	3	(4)		「所定水準が達成されない事態の改善に要した費用は、発注者の責に帰すべき場合は発注者が負担し、その他の場合にあっては受注者が負担する」とありますが、この記載ですと、発注者や受注者のどちらの責にも帰さない交通混雑等による場合の費用負担は、協議の余地なく受注者となり実施方針「リスク分担表」のNo.68(※6)で貴市が示した「交通混雑事由により、市と落札事業者で協議」とも矛盾します。本項にある「その他の場合」とは、交通混雑等による発注者や受注者のどちらにも帰さない場合は除かれる、と理解してよろしいでしょうか。	実施方針「リスク分担表」のNo.68の(※6)は、例えば市のイベント等に起因する交通混雑など市がリスク負担すべき場合が生じる可能性を想定したものであり、その他の事由による交通渋滞の場合のリスクは落札事業者の負担としています。ご指摘の「その他の場合」には、発注者や受注者のどちらにも帰さない交通混雑は除かれたいものと御理解ください。
29	53	別紙8	9			サービス対価の減額の有無及び金額は、維持管理業務費の減額は維持管理業務で生じたペナルティポイントに基づき計算され、運営業務費の減額は運営業務で生じたペナルティポイントに基づき計算されるとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
30	57	別紙10				免責金額等、記載がない保険条件については、提案者に委ねられているという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
31	57	別紙10	1			上記以外の想定例の保険については、あくまでも例示であり、要求ではないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
32	57	別紙10	1			1.建設工事期間中の保険(2)第三者賠償責任保険(上記以外の想定例)として請負業者賠償責任保険と記載されていますが、工事期間中の賠償責任保険は請負賠償責任保険での引受を予定しております。上記以外の第三者賠償責任保険の想定をご教示ください。	提案に委ねます。
33	57	別紙10	2	(1)		開業準備期間中の第三者賠償責任保険については、対象期間が2ヶ月と短期であるため、維持管理及び運営期間等における第三者賠償責任保険と同一保険証券で保険を手配してもよろしいでしょうか。	同一保険証券を可とします。

No	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
34	57	別紙10	3	(1)		直前の項番2(1)にて開業準備期間中の保険の要請があることから、本項で求める保険は維持管理及び運営中の保険と判断し、保険期間は「維持管理及び運営開始日から維持管理及び運営期間の満了日まで」と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）P58を修正いたします。
35	57	別紙10	3	(1)		保険期間は「本施設の…運営期間の満了日まで」となっていますが、期間1年程度の保険契約を都度更新して付保することでもよろしいでしょうか。念のため確認します。	提案に委ねます。
36	58	別紙10	3			上記以外の想定例の保険については、あくまでも例示であり、要求ではないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する意見及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	意見内容	回答
1	前文					「厚木市議会の議決を得られなかった場合は、仮契約書は将来にわたってその効力を生じないものとし、この契約が無効になった場合においても発注者は損害賠償の責を負わない。」ありますが、市議会の議決を得られなかった理由が事業者の責に帰すものでない場合は、事業者は発注者に損害賠償をすることができるとしてください。	原文のとおりとします。
2	8	第15条	3			14条3項の場合と同様、受注者に増加費用又は損害が発生した場合の規定を追加いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
3	12	第23条	5			かかる規定は、工事の施工が一時中止された場合において、発注者は、必要があると認められるときは受注者と協議した上で、①引渡予定日もしくはサービス対価を変更する、又は②受注者の工事続行に関する増加費用や損害を負担するという趣旨になりますでしょうか。すなわち、受注者との協議のみは必要に応じて行いますが、サービス対価の変更もしくは増加費用等の負担は義務という理解でよろしかったでしょうか。記載の文言ですと、その点が若干不明確に思えますので、より明らかになる形で修正をお願いできますでしょうか。	原文のとおりとし、サービス対価の変更もしくは増加費用等の負担は、協議によるものとなります。
4	16	第35条	2			ただし書きにおいて、念のため、「10年」とされているところを、「引渡しを受けた日から10年以内」と修正いただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）P16を修正いたします。
5	19	第44条	5			原因究明調査の結果に関して承諾を得るとなりますと、具体的な承諾の内容が不明確に思えましたので、報告義務に修正をお願いできますでしょうか。	第44条第3項に受注者による原因究明と発注者への報告義務の規定があるため、第44条第5項を削除することとし、事業契約書（案）P19を修正いたします。
6	19	第44条	6			「受注者が提供した給食による食中毒等が原因で第三者に損害を与えた場合、その事由の如何を問わず当該第三者に対して発注者又は受注者が法令に基づき損害賠償義務を負う場合には、当該損害については全て受注者がこれを賠償する」とありますが、受注者がコントロールできない市が実施する業務により生じた損害まで受注者に負わせようとするもので、通常の給食センターの官民分担に比べると民間側にリスク負担が加重されていて過大です。受注者が提供した給食による食中毒等が原因で第三者に損害を与えた場合、 ・ 事業者に帰責事由がある場合、事業者が負担 ・ 市に帰責事由がある場合、事業者が付保する保険で補償される部分を除く損害について市が負担としては如何でしょうか。 よろしくご検討をお願いいたします。	「事業契約書（案）に関する質問及び回答」のNo.13を御参照下さい。
7	19	第44条	6			発注者に帰責事由がある場合には、受注者が損害賠償義務を免れる旨の定めを追加して頂くことは可能ですでしょうか。	「事業契約書（案）に関する質問及び回答」のNo.13を御参照下さい。
8	30	第74条				「秘密」となる情報の定義がないように思えますので、追記して頂けますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）P30を修正いたします。
9	40	別紙7	1	(1)		長期割賦販売の延払い基準廃止に伴い、割賦料の元本に係る消費税額について、引渡翌年度に一括してお支払いを頂くことを検討頂けないでしょうか。	長期割賦販売の延払い基準廃止を考慮し、割賦金利を除く割賦料に係る消費税及び地方消費税は、一時金の支払時に全額を一時金に加算して支払うこととし、入札説明書P17及び事業契約書（案）P40を修正いたします。

No	頁	第1	1	(1)	ア	意見内容	回答
10	50	別紙8	3	(4)	ア	<p>「所定水準が達成されない事態の改善に要した費用は、発注者の責に帰すべき場合は発注者が負担し、その他の場合にあっては受注者が負担する」とありますが、この記載ですと交通混雑等による発注者や受注者のどちらの責にも帰さない場合まで受注者の負担となり、実施方針「リスク分担表」のNo.68で貴市が示した「交通混雑事由により、市と落札事業者で協議」とも矛盾します。</p> <p>別紙8の当該記載は「発注者の責に帰すべき場合は発注者が負担し、受注者の責に帰すべき場合は受注者が負担する。発注者または受注者のどちらの責にも帰さない場合は、協議する。」と修正されますよう検討をお願いいたします。</p>	<p>「事業契約書（案）に関する質問及び回答」のNo.28を御参照下さい。</p>